

平成 21 年度地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査の概要

平成 21 年度は 20 年度に引き続き、環境省において地方公共団体の環境配慮契約の取組状況に関するアンケート調査を実施した。以下に、調査結果概要の一部を示す。

1. 環境配慮契約法の認知度

「環境配慮契約法の内容を知っている」と回答した割合は地方公共団体全体で 30.3%であった。

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、環境配慮契約法の認知度は 98.5%と極めて高くなっている一方で、町村では 84.1%が「聞いたことはあるが、内容については知らない」もしくは「知らない」と回答しており、地方公共団体の規模によって環境配慮契約法の認知度に大きな差異がみられる。

平成 20 年度の調査結果と比較すると、「環境配慮契約法の内容を知っている」とする回答は地方公共団体全体では 27.2%から 30.3%に増加している。また、「聞いたことはあるが、内容については知らない」と回答した割合も地方公共団体全体では 38.1%から 44.5%へ増加しており、徐々に環境配慮契約法の認知度は高まりつつあるが、未だ不十分な状況にある。

このように、都道府県・政令市においては環境配慮契約法について高い認知度を示しているものの、区市及び町村においては、今後とも引き続き環境配慮契約法の普及が課題となっており、法の認知度の向上及び内容の周知が必要と考えられる。

表 1 環境配慮契約法の認知度

規 模	内容を 知っている	聞いたことは あるが内容は 知らない	知らない	回答なし	合 計
都道府県 ・政令市	64 98.5%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	65 100.0%
区 市	255 39.8%	283 44.1%	94 14.7%	9 1.4%	641 100.0%
町 村	104 15.0%	338 48.8%	244 35.3%	6 0.9%	692 100.0%
合 計	423 30.3%	622 44.5%	338 24.2%	15 1.1%	1,398 100.0%

2. 契約方針の策定状況

「契約方針を既に策定している」と回答した割合は地方公共団体全体では、わずか1.9%となっている一方で、「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」とする回答が80.6%を占めている。

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、策定済みが18.5%、今後策定予定または策定したいとする団体が53.8%となっており、策定済みと合わせて72.3%となっている。しかしながら、「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」とする回答が、区市では79.6%、町村では86.7%となっており、ほとんどの団体において環境配慮契約への取組意向は不透明な状況にある。

平成20年度の調査結果と比較すると、地方公共団体全体及び各団体の規模（都道府県・政令市、区市、町村）において、「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」とする回答の割合がわずかながら増加している。

このように、都道府県・政令市では72.3%の団体が契約方針を策定する方向で進めているものの、区市及び町村においては、契約方針の策定を含む環境配慮契約への取組が依然として遅れている状況にあり、区市町村に対し、地域や団体の規模に応じた具体的な環境配慮契約の方法等を示す必要があると考えられる。

表2 契約方針の策定状況

規模	策定済み	策定予定	今後策定したい	取り組むか不明	回答なし	合計
都道府県・政令市	12 18.5%	4 6.2%	31 47.7%	17 26.2%	1 1.5%	65 100.0%
区市	11 1.7%	2 0.3%	115 17.9%	510 79.6%	3 0.5%	641 100.0%
町村	3 0.4%	1 0.1%	86 12.4%	600 86.7%	2 0.3%	692 100.0%
合計	26 1.9%	7 0.5%	232 16.6%	1,127 80.6%	6 0.4%	1,398 100.0%

3. 契約方針の策定状況

平成21年度の地方公共団体における環境配慮契約の取組状況は、以下のとおりである。

(1) 電気の供給を受ける契約

電力の購入に係る環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体は全体の2.3%（全庁的または一部機関の合計）となっている。

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、環境配慮契約に取り組んでいる

団体が 30.8%、取組を検討中が 23.1%で、合わせて 53.8%となっている。一方、取り組む予定なしとする回答が、区市では 89.2%、町村では 93.9%にのぼり、区市及び町村における電力の購入に係る環境配慮契約への取組意向は極めて低い。

取組に当たっての阻害要因としては、一般競争入札を行っていないとする回答が 43.0%と最も多く、次いで、環境配慮契約制度がわからない (40.3%)、どのような基準にすればよいかわからない (27.5%) となっており、環境配慮契約に関する具体的かつわかりやすい情報が求められていると考えられる。

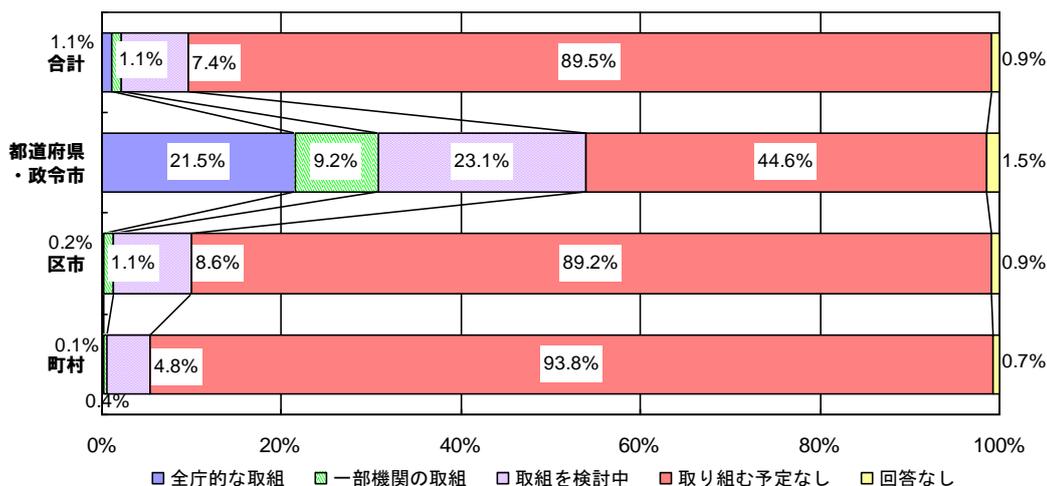


図 1 電力の購入に係る環境配慮契約の取組状況

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

自動車の購入等に係る環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体は全体の 3.9% (全庁的または一部機関の合計) となっている。

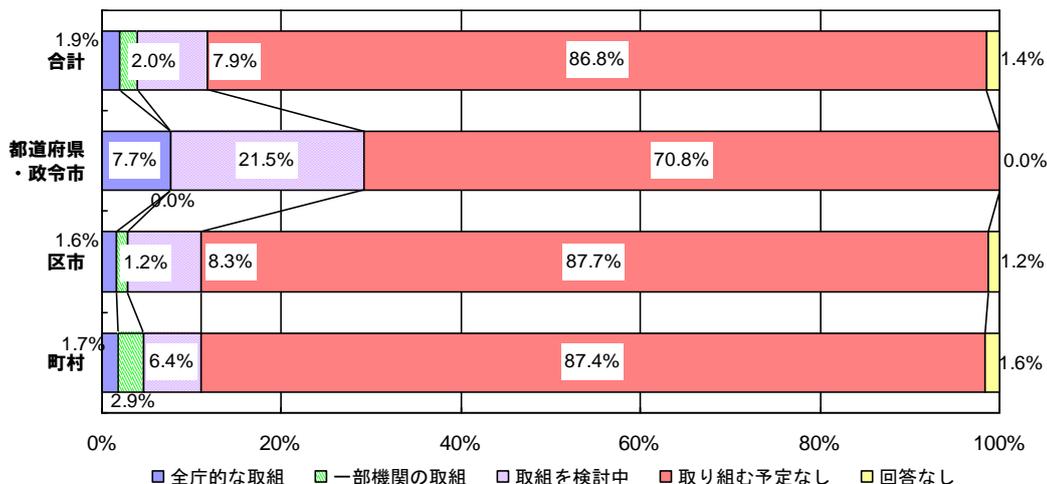


図 2 自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の取組状況

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、環境配慮契約に取り組んでいる

団体が7.7%、取組を検討中が21.5%で、合わせて29.2%となっている。一方、取り組む予定なしとする回答が、都道府県では70.8%、区市では87.7%、町村では87.4%となっており、都道府県・政令市も含め、自動車の購入等に係る環境配慮契約への取組意向は低い状況にある。

取組に当たっての阻害要因としては、調達する台数が少ないため必要性に乏しいとする回答が44.0%と最も多いが、環境配慮契約制度がわからないとする回答が36.6%で第2位となっている。また、都道府県・政令市では、初期価格上昇の懸念が41.5%と最も多くなっており、具体的かつわかりやすさに加え、自動車のランニングコストを含めたメリット等の情報提供も重要である。

(3) ESCO 事業に係る契約

平成21年度にESCO事業を実施または実施予定であるとする地方公共団体は全体の1.6%となっている。

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、実施または実施予定が20.0%となっているが、区市及び町村ではともに約98%に当たる団体が実施しないまたは実施予定がないとしている。

表3 ESCO事業の実施状況（実施予定を含む）

規模	ある	ない	回答なし	合計
都道府県・政令市	13 20.0%	50 76.9%	2 3.1%	65 100.0%
区市	7 1.1%	627 97.8%	7 1.1%	641 100.0%
町村	2 0.3%	677 97.8%	13 1.9%	692 100.0%
合計	22 1.6%	1354 96.9%	22 1.6%	1,398 100.0%

(4) 建築設計に係る契約

平成21年度に建築設計の契約において環境配慮型プロポーザル方式を実施または実施予定であるとする地方公共団体は全体の1.3%となっている。

団体の規模別にみると、都道府県・政令市では、実施または実施予定が10.8%となっているが、区市では0.9%、町村では0.7%に止まっている。

環境配慮型プロポーザル方式の導入に当たって障害となっていることのうち、「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しいため、よくわからない」とする回答が最も多く42.4%を占めている。規模別にみると、都道府県・政令市では「当面、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない」「プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい」とする回答がともに29.2%で最も多くなっている。

表 4 環境配慮型プロポーザル方式の実施状況（実施予定を含む）

規 模	ある	ない	回答なし	合 計
都道府県 ・政令市	7 10.8%	55 84.6%	3 4.6%	65 100.0%
区 市	6 0.9%	612 95.5%	23 3.6%	641 100.0%
町 村	5 0.7%	676 97.7%	11 1.6%	692 100.0%
合 計	18 1.3%	1343 96.1%	37 2.6%	1,398 100.0%

4. 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因としてあげられた理由は、以下のとおりである。

（1）地方公共団体全体

地方公共団体全体では、「環境配慮契約に関する情報がない」とする回答が半数近くの46.6%を占め、阻害要因としてあげられた理由の中で最も多くなっている。

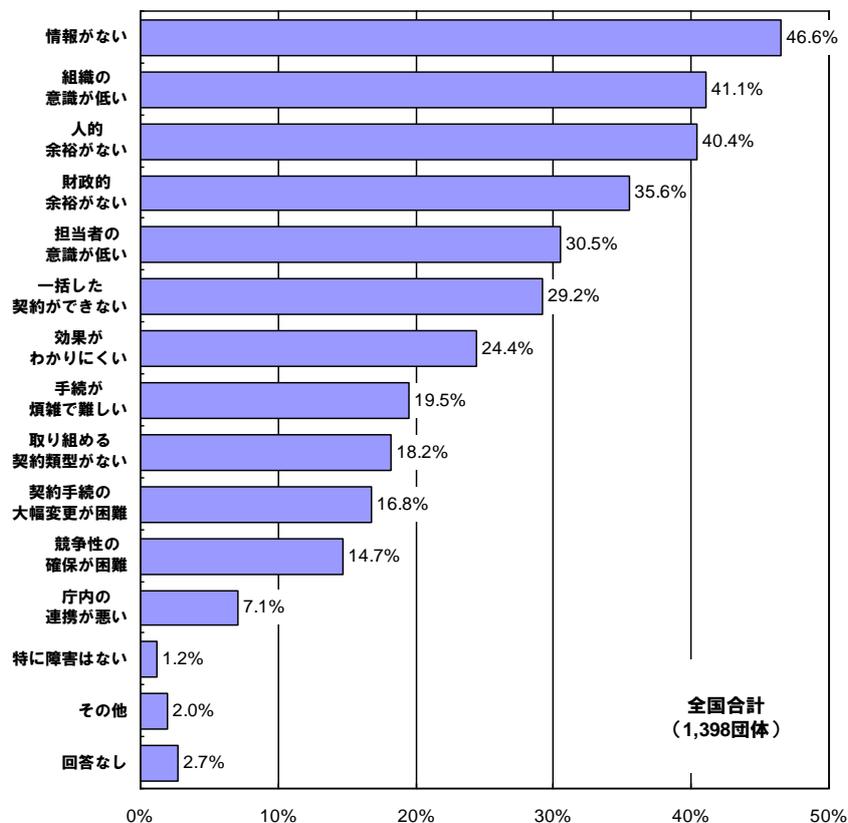


図 3 環境配慮契約の阻害要因（地方公共団体全体）

次いで、「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」が 41.1%、「人的余裕がない、担当者の負担増」が 40.4%、「財政的な余裕がない」が 35.6%、「担当者の環境配慮契約に対する意識が低い」が 30.5%であり、これらの回答結果は、平成 20 年度の調査結果とほぼ同様で、阻害要因については大きな変化はない。

(2) 団体規模別

都道府県・政令市では、「人的余裕がない、担当者の負担増」が最も多く 43.1%となっている。以下、「一括した環境配慮契約ができない」及び「環境配慮を推進した場合の効果が変わりにくい」がともに 40.0%、「環境配慮契約に関する情報がない」が 33.8%、「財政的な余裕がない」及び「契約手続の大幅な変更が困難」がともに 30.8%となっている。

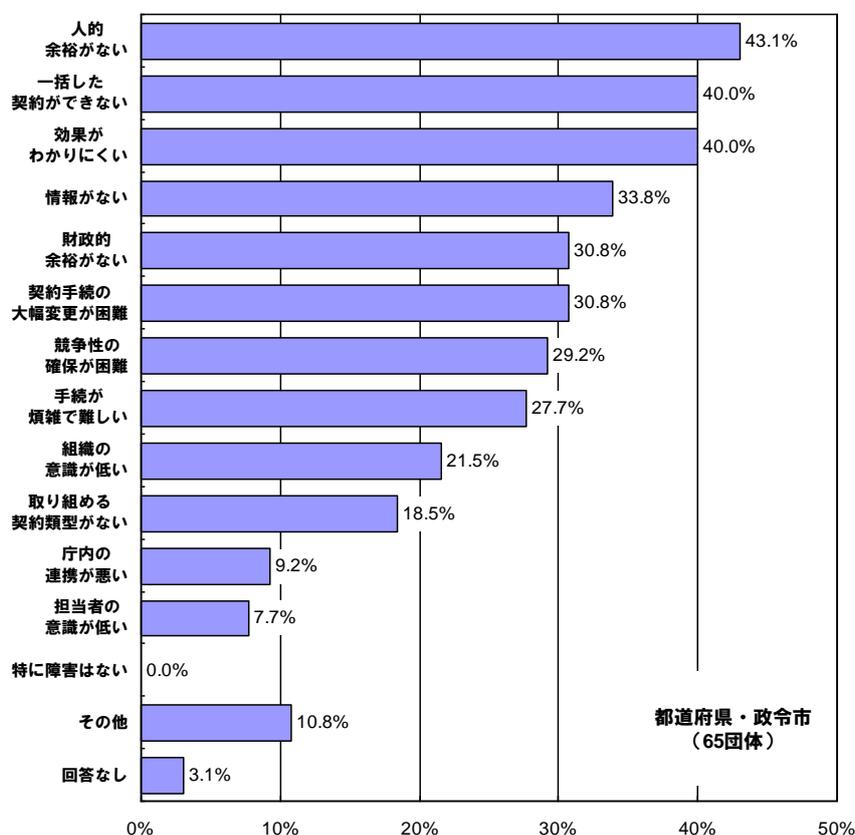


図4 環境配慮契約の阻害要因（都道府県・政令市）

区市及び町村では、「環境配慮契約に関する情報がない」が最も多く、区市が 45.2%、町村が 49.0%となっている。阻害要因の上位 2 位～5 位を列举すると、区市においては、「人的余裕がない、担当者の負担増」38.4%、「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」36.3%、「財政的な余裕がない」34.2%、「一括した環境配慮契約ができない」30.3%であり、町村においては、「組織としての環境配慮契約に対する

意識が低い」**47.3%**、「人的余裕がない、担当者の負担増」**42.1%**、「担当者の環境配慮契約に対する意識が低い」**38.4%**、「財政的な余裕がない」**37.3%**となっている。

都道府県・政令市では、区市町村において上位にあげられなかった「環境配慮契約を推進した場合の効果がわかりにくい」「契約手続きの大幅な変更が困難」という理由も多くなっている。これは、環境配慮契約に関する認知度や契約方針の策定をはじめとした取組が進んでいる都道府県・政令市において実務に当たって認識された課題であると考えられる。